

消防指令システムの高度化等に向けた検討会（第12回）

1 日時

令和6年6月27日（木）13:00～15:00

2 場所

Web 開催

3 出席者（敬称略、順不同）

【委員】

藤井 威生（座長：電気通信大学）、齊藤 正（秦野市消防本部）、繁田 佳昭（ちば消防共同指令センター）、高倉 弘喜（国立情報学研究所）、徳田 圭（小樽市消防本部）、菊地 秀貴（さいたま市消防局）、植田 光一（姫野委員代理：大分県）、宮本 高史（東京消防庁）、三木 浩平（総務省デジタル統括アドバイザー）

【オブザーバー】

川島 洋平（日立製作所）、河野 功大（沖電気工業）、木村 俊次（富士通 Japan）、河野 健人（富士通ゼネラル）、牧 敦司（日本電気）、厚生労働省 医政局地域医療計画課、消防庁 救急企画室

4 配布資料

資料12-1：令和6年度検討の全体像

資料12-2：消防指令システムの標準インターフェイスに関する検討状況

資料12-3：消防業務システムの標準化・クラウド活用に関する検討状況

資料12-4：消防業務システムに関する公表資料一覧

資料12-5：公表資料の概要（消防業務システム関連）

資料12-6：[S3-06] 消防機関が緊急通報サービスに求める条件（更新案）※

参考資料12-1：消防指令システムの高度化等に向けた検討会 構成員名簿

参考資料12-2：消防指令システムの高度化等に向けた検討会（第11回）議事概要

※構成員限り資料

5 議事概要

1. 開会

2. 議事

(1) 令和6年度検討の全体像

資料 12-1 に基づき事務局から説明が行われた。特段の質疑・意見等はなかった。

(2) 消防指令システムの標準インターフェイスに関する検討状況

資料 12-2 に基づき事務局から説明が行われた。主な質疑・意見等は以下のとおり。

委員:p.2 の概要図のうち緑枠で囲まれたインターフェイス部分について、関係者の整理をしていただきたい。通報者となっている部分は事業形態により異なり、緊急通報サービスの場合はその先に個人として、介護施設で患者がボタンを押すなどのエンドユーザーが存在している。

次に仲介サービス事業者が存在するが、固定電話もしくは携帯電話からの通報の場合、仲介サービス事業者が存在せず、直接繋がるかもしれない。通報者として扱われる中に、どのような方々が介在して消防本部に連絡を入れるのかを、具体的に整理したほうがよい。次に p.4 にて、専用端末について示されているが、ここで指す専用端末とは何かということである。利用者が扱うものすべてが端末となる。消防本部指令台、消防庁、緊急通報サービス等の職員が操作する全てのものが端末であり、また、通報者自身で使うのも端末である。このように端末と呼ばれるハードウェアが各所にある。

ここで指す専用端末とは、消防本部に設置され、指令台に通信を受け渡す「中継サーバー」のことであるので、他の端末と混同されないように記載いただきたい。サービスに係る端末を区別することで、通報サービス事業者が使う端末や通報者自身が使う端末とは何なのか、それに対するガイドラインや要件を定めなければならないかなど検討するきっかけとなる。

次に p.6 の緊急通報サービスにおいて集約事業者が入るところである。実証事業の中で検証を行うことになるが、技術的な検証だけではなく事業として成り立つのかという側面でも検討いただきたい。

RapidSOS という海外のサービスが出てきているが、このサービスが緊急通報サービスと消防本部との間に介在するとなると、サービスの観点で言えば、エンドユーザーとの間に仲介者が増えて何回も、また聞きのような形になってしまう。そこで、サービスレベルの低下や通報時間の増加が発生しないのか。

また、1つの事業者を指定することで独占事業者になってしまう可能性があるが、公共調達の観点から見て問題ないのか。

運用するための費用について、誰の支出で運用していくのか。緊急通報サービス事業者

が集約サービスに対して使用料を支払うことでサービスを維持することになっているが、そうした場合に、大都市では成り立つ事業である一方で、小規模な消防本部に専用端末を置いて事業展開しても、アプリを接続する事業者が無いと、事業として成り立つのかという点も検討が必要になると考える。つまり、技術的な観点、サービスとしての品質の観点、日本全国において事業として成立するのかという観点で実証事業を検討していただきたい。

座長:消防庁からこの点についてご意見あるか。

事務局:p. 2 の関係者、通報者の整理に関して、ご指摘いただいた形でアップデートさせていただく。

p. 4 のご指摘に関しても、専用端末とは何かが分かり易くなるよう、アップデートしたいと考えている。

p. 6 の集約事業者に関してもご指摘の通りだと考えている。今回計画している実証実験では、ビジネス的な観点も含めて良い結果を期待しているところであり、消防庁としては、適切な競争環境を作るという役割もあると考えているため、ご指摘の観点も踏まえながら対応をしていきたい。

座長:p. 6 の緊急通報サービスの集約サービスのところで、灰色の点線と青色の線で専用端末と指令台が結ばれているが、この線の違いは音声の接続ラインと標準インターフェイスを使うデータのラインという認識で良いか。

事務局:緊急通報サービスの専用端末と指令台を結ぶ際に、動画や画像については、画面投影の形で灰色の点線で表現しており、データについては青色の線で表現しており、標準インターフェイスゲートウェイを通して指令台に結ぶということを図で表現したいと考えていた。そのあたりを分かり易い形で記載する。

座長:承知した。音声は電話回線を使って接続されるようなイメージか。あるいは、この点も実証実験で検討するのか。

事務局:音声についてはおっしゃるとおりであり、例えば携帯電話や固定電話から電話回線を使って直接指令台に接続される形になっている。実証実験ではデータについて、動画や画像と同様に、標準インターフェイス経由で指令台でのやり取りをするという構想をしている。

座長:承知した。

(3) 消防業務システムの標準化・クラウド活用に関する検討状況

資料 12-3 に基づき事務局から説明が行われた。主な質疑・意見等は以下のとおり。

委員:この仕様書は、令和 6 年の 10 月のバージョンアップを目指しているのか。

事務局:そのとおりである。

委員:今後しばらく自治体のネットワーク環境について流動的な時期が続くと考えられる。過

去十年以上にわたって自治体のセキュリティは、三層の対策と呼ばれるいわゆる境界型防御という、取り扱うデータの重要度に応じてネットワーク回線を分離するという方式をとっていた。それが、先日のデジタル行財政改革会議にて、三層の対策を見直して、ゼロトラストという一つのネットワークでいくという方向に進むという方針が示された。時期としては、おそらく 2030 年頃と思われる。今年度仕様書を出して、すぐに調達するのであれば、事業期間として 5 年あるので、ちょうど良い事業期間と思うが、暫く経過してからとなれば、次期ネットワーク、つまり国と地方のネットワークの統合という事業が進んでいる段階となる。そういった複数の事業が進展している状況であるので、今年度は p.6 にあるような形で仕様書の公表をするが、その後も状況・様子を見ながらアップデートしていかなければならない可能性があると考ええる。

事務局:アップデートは随時状況を見ながら対応させていただきたい。国という立場で、全体整合性が取れるような形で対応したいと考えている。

(4) 消防業務システムの公表資料一覧

資料 12-4 に基づき事務局から説明が行われた。特段の質疑・意見等はなかった。

(5) 公表資料の概要（消防業務システム関連）

資料 12-5 に基づき事務局から説明が行われた。特段の質疑・意見等はなかった。

3. 閉会

特段の質疑・意見等はなかった。